

## 新たな環境マネジメントシステムの概要について

### 新たな環境マネジメントシステム構築の趣旨

新宿区では、平成12年度にISO14001規格を認証取得し、15年間に渡って環境マネジメントシステムを運用してきました。取り組みの積み重ねにより省エネ・省資源等の環境配慮行動が職員に定着してきたことから、現行のシステムの水準を維持しつつ、指定管理施設や学校等でも分かりやすく、運用しやすい、区独自の環境マネジメントシステムを構築します。

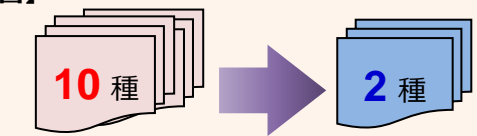
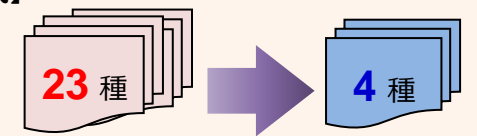

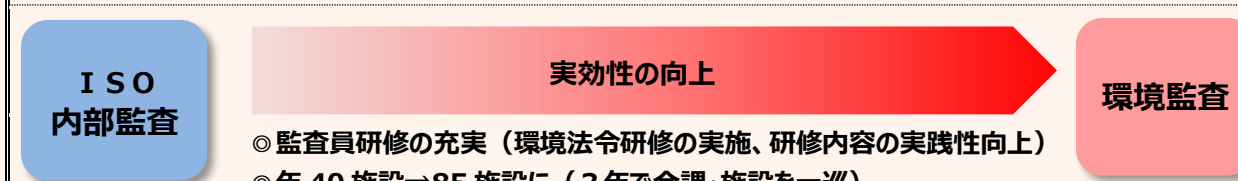
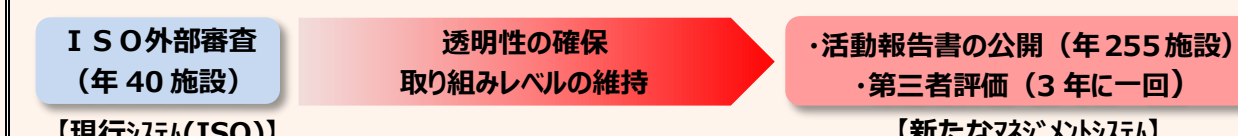
### 新たな環境マネジメントシステムで管理する対象活動

- ① 全庁的に取り組む省エネ省資源の活動（エネルギー使用量等）
- ② 各課（各施設）における環境配慮活動の推進
- ③ 環境法令の遵守

### 新たな環境マネジメントシステムの制度概要

制度構成	変更点	具体的内容
1. 適用範囲	継続	指定管理施設を含む全ての区立施設（全255課・施設）
2. 運用方法	継続	P D C A サイクルにより運用します。
3. 文書・記録	簡略化	文書：マニュアル1種 手順書：2種 記録：様式4種に簡略化します。
4. 環境法令の遵守	効率化	・各課、施設での法令による管理を原則とし、環境マネジメントシステムでは、特にリスクの高い項目について重点的に年に1回、管理状況を確認します。
	拡充	・環境法令遵守の徹底を図るため、「環境法令ハンドブック」を作成・配付します。 ・環境法令研修を新たに実施します。
5. 教育訓練	充実	・「環境マネジメント通信」を随時発行して、環境情報の提供を実施します。 ・環境管理推進員・担当員向け研修を充実します。
6. 環境監査	充実	・内部監査を充実し、環境監査として実施します。 ・監査員研修を充実し、力量の向上を図ります。 ・チェックリストを活用し、監査の実効性を向上させます。
7. 活動評価	継続	・環境基本計画推進本部会議において、区長及び各部長級で年間の活動成果を評価し、改善等を指示します。
8. 情報公開・外部評価	新規	・各課、施設で作成する環境マネジメント活動報告書をホームページに掲載し、公開します。 ・外部評価として専門家による環境マネジメントシステム運用の第三者評価を実施します。（3年に一回）

### 新たな環境マネジメントシステムにおける主な変更点

<b>実態にあった目標の設定</b>	<p>各課・施設の実態に合った目標設定ができるようにします。省エネ・省資源の数値目標だけでなく、広く環境全般に関わる「環境に良い取り組み」を目標に設定できるようにすることで、モチベーションアップに繋げていきます。 （例・・・みどりのカーテンを設置し、空調使用量を抑制する。/施設利用者に対する節水の呼びかけを徹底する /児童向けに空き箱などを利用したリサイクル工作を実施する 等）</p> <p>環境マネジメント活動報告書や環境監査を通じて、各課・施設における優良な取り組み事例を紹介し、全庁的に取り組みのレベルアップを図ります。</p>
<b>事務手続きのスリム化</b>	<p>図や表などを使用した分かりやすいマニュアルを作成します。文書・記録の作成数を精査し、事務負担の軽減につなげます。また、エネルギー使用量の評価や報告方法を簡素化し、法令に準じた建物ごとの報告に一本化します。</p> <p>【手順書】  <b>10種</b> → <b>2種</b> 【現行システム(ISO)】 → 【新たなマネジメントシステム】</p> <p>【様式】  <b>23種</b> → <b>4種</b> 【現行システム(ISO)】 → 【新たなマネジメントシステム】</p>
<b>環境法令の遵守</b>	<p>緊急時に人体や周囲の環境、地球環境に影響を及ぼすリスクが特に高いと考えられる項目について重点的に管理します。各課・施設におけるリスク管理が円滑に進むよう、情報提供を行います。</p> <p>【対象項目】 ①「P C Bの保管・使用」 ②「吹き付けアスベストの管理」 ③「毒物及び劇物の保管」 ④「消防法に係る危険物及び東京都火災予防条例に係る少量危険物の管理」 ⑤「フロン排出抑制法に係る機器の管理」 等</p> <p>【情報提供の強化】 「環境法令ハンドブック」、「環境法令研修」</p> 
<b>内部監査の充実</b>	<p>内部監査を充実させ、環境監査として実施します。監査用チェックリストを活用し、監査の実効性を向上させます。</p> <p></p> <p>ISO 内部監査 → 実効性の向上 → 環境監査</p> <p>◎ 監査員研修の充実（環境法令研修の実施、研修内容の実践性向上） ◎ 年40施設⇒85施設に（3年で全課・施設を一巡）</p> <p>【現行システム(ISO)】 ◎ 監査用チェックリストの活用 【新たなマネジメントシステム】</p>
<b>運用状況の情報公開</b>	<p>各課が記載する環境マネジメント活動報告書について環境基本計画推進本部会議で評価の上、ホームページで公開し、取り組み状況を「見える化」します。 また、専門機関による ISO 外部審査に代え、事務局審査を中心とした第三者評価を外部の専門家に委託して実施します。</p> <p></p> <p>ISO外部審査（年40施設） → 透明性の確保 取り組みレベルの維持 → 活動報告書の公開（年255施設） ・第三者評価（3年に一回）</p> <p>【現行システム(ISO)】 【新たなマネジメントシステム】</p>

### 構築期間（平成28年度）

<b>【4月～6月】</b> ・新システム再構築委託 ・新システムの基本設計の作成	<b>【7月～9月】</b> ・環境基本計画推進本部会議 ・各部門への周知	<b>【10月～12月】</b> ・環境基本計画推進本部会議（新システム文書素案の協議）	<b>【1月～3月】</b> <b>（新システムへの試行期間）</b> ・環境基本計画推進本部会議 ・新システム文書の完成 ・庁内向け説明会
---	---	---	--

### 運用期間（平成29年度～）

<b>【4月～6月】</b> ・前年度の評価 ・目標・実施計画策定 ・環境法令研修 ・環境マネジメント通信の発行	<b>【7月～9月】</b> ・環境基本計画推進本部会議 ・環境マネジメント通信の発行	<b>【10月～12月】</b> ・上半期の評価 ・環境監査の実施 ・環境マネジメント通信の発行	<b>【1月～3月】</b> ・環境基本計画推進本部会議 ・環境マネジメント通信の発行
--	---	---	---